

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月25日

提出者 立川市長 酒井大史

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定による。

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前																
(報酬の支給方法)	(報酬の支給方法)																
第8条略.....	第8条略.....																
2 前項の規定により報酬を支給する場合において、非常勤職員から申出があったときは、口座振替の方法により支給することができる。	2 前項の場合において、非常勤職員から申出があったときは、口座振替の方法により支給することができる。																
3略.....	3略.....																
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">職名</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">.....略.....</td><td style="padding: 5px;">.....略.....</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">災害医療コーディネーター</td><td style="padding: 5px;"> 平常時（会議） 日額 10,800円 平常時（訓練） 日額 <u>19,200円</u> 災害時 出勤1回につき、3時間までは <u>22,900円</u>。ただし、3時間を超えて執務した場合は、1時間を超えるごとに 7,570円を加算した額 </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">災害薬事コーディネーター</td><td style="padding: 5px;"> 平常時（会議） 日額 10,800円 平常時（訓練） 日額 <u>14,000円</u> 災害時 出勤1回につき、3時間までは <u>16,600円</u>。ただし、3時間を超えて執 </td></tr> </tbody> </table>	職名	報酬略.....略.....	災害医療コーディネーター	平常時（会議） 日額 10,800円 平常時（訓練） 日額 <u>19,200円</u> 災害時 出勤1回につき、3時間までは <u>22,900円</u> 。ただし、3時間を超えて執務した場合は、1時間を超えるごとに 7,570円を加算した額	災害薬事コーディネーター	平常時（会議） 日額 10,800円 平常時（訓練） 日額 <u>14,000円</u> 災害時 出勤1回につき、3時間までは <u>16,600円</u> 。ただし、3時間を超えて執	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">職名</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">.....略.....</td><td style="padding: 5px;">.....略.....</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">災害医療コーディネーター</td><td style="padding: 5px;"> 平常時（会議） 日額 10,800円 平常時（訓練） 日額 <u>19,100円</u> 災害時 出勤1回につき、3時間までは <u>22,800円</u>。ただし、3時間を超えて執務した場合は、1時間を超えるごとに 7,550円を加算した額 </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">災害薬事コーディネーター</td><td style="padding: 5px;"> 平常時（会議） 日額 10,800円 平常時（訓練） 日額 <u>13,900円</u> 災害時 出勤1回につき、3時間までは <u>16,500円</u>。ただし、3時間を超えて執 </td></tr> </tbody> </table>	職名	報酬略.....略.....	災害医療コーディネーター	平常時（会議） 日額 10,800円 平常時（訓練） 日額 <u>19,100円</u> 災害時 出勤1回につき、3時間までは <u>22,800円</u> 。ただし、3時間を超えて執務した場合は、1時間を超えるごとに 7,550円を加算した額	災害薬事コーディネーター	平常時（会議） 日額 10,800円 平常時（訓練） 日額 <u>13,900円</u> 災害時 出勤1回につき、3時間までは <u>16,500円</u> 。ただし、3時間を超えて執
職名	報酬																
.....略.....略.....																
災害医療コーディネーター	平常時（会議） 日額 10,800円 平常時（訓練） 日額 <u>19,200円</u> 災害時 出勤1回につき、3時間までは <u>22,900円</u> 。ただし、3時間を超えて執務した場合は、1時間を超えるごとに 7,570円を加算した額																
災害薬事コーディネーター	平常時（会議） 日額 10,800円 平常時（訓練） 日額 <u>14,000円</u> 災害時 出勤1回につき、3時間までは <u>16,600円</u> 。ただし、3時間を超えて執																
職名	報酬																
.....略.....略.....																
災害医療コーディネーター	平常時（会議） 日額 10,800円 平常時（訓練） 日額 <u>19,100円</u> 災害時 出勤1回につき、3時間までは <u>22,800円</u> 。ただし、3時間を超えて執務した場合は、1時間を超えるごとに 7,550円を加算した額																
災害薬事コーディネーター	平常時（会議） 日額 10,800円 平常時（訓練） 日額 <u>13,900円</u> 災害時 出勤1回につき、3時間までは <u>16,500円</u> 。ただし、3時間を超えて執																

	務した場合は、1時間を超えるごとに <u>5,450円</u> を加算した額
……略……	……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

